

議案第8号

沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月22日提出

沼田市長 横山 公一

## 沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項及び第3項中「第8条第2項」を「前条第2項」に改める。

第12条第1項中「一の年」を「一の年度」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年の前年において地方公営企業労働関係法」を「当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「当該年に」を「当該年度に」に改め、同条第2項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

第15条の3第3項ただし書中「一の年」を「一の年度」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に係る令和4年度における年次有給休暇の日数については、改正後の第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和4年1月1日（同日から施行日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、当該新たに職員となった日。以下「基準日」という。）において改正前のこれらの規定により与えられた日数から、基準日から施行日の前日までの間に使用した日数を減じて得た日数に5日を加えた日数（その日数が40日を超えることとなるときは、40日）とする。